

人事行政の運営などの状況

13. 福利厚生事業の状況 (平成28年4月1日現在)

名称	薩摩川内市職員厚生会
会員数	1,032人
負担金率(事業主:会員)	1.8/1000 : 4/1000

*地方公務員法第42条に基づく、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を行うため、職員厚生会を設置し、職員の福利厚生事業を実施しています。

14. 職員の分限および懲戒処分など (平成28年4月1日～平成29年3月31日)

処分内容	処分者数	処分手由
分限処分		
免職	0人	
降任	0人	
休職	4人	心身の故障による長期休養
降給	0人	
失職	0人	
懲戒処分など		
免職	1人	準公金などの私的着服
停職	1人	酒気帯び運転
減給	0人	
戒告	4人	交通事故、管理監督者責任
訓告等	36人	交通事故、管理監督者責任

15. 服務に関する義務

区分	内容	根拠法令
命令に従う義務	職員は、法令に従いかつ上司の職務命令に従わなければならない。	地方公務員法第32条
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけ、または職の不名誉になるような行為をしてはならない。	〃第33条
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	〃第34条
職務に専念する義務	職員は、勤務時間中、職務に注意力の全てを用い、職務にのみ専念しなければならない。	〃第35条
政治的行為の制限	職員は、政治活動などをしてはならない。	〃第36条
争議行為等の禁止	職員は、ストライキなどをしてはならない。	〃第37条
営利企業従事制限	職員は、営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない。	〃第38条

16. 職員研修の状況 (平成28年4月1日～平成29年3月31日)

研修名	研修者数	研修内容
派遣研修	13人	資源エネルギー庁、鹿児島県、気仙沼市ほか
専門研修	33人	自治大学校、県自治研修センターほか
職務別研修	126人	管理監督者研修ほか
特別研修	256人	法制執務研修、ビジネスマナー実践研修ほか
合計	428人	

17. 人事評価の状況 (平成28年4月1日～平成29年3月31日)

評価時期	評価の状況
平成28年4月1日～平成28年9月30日	条件付採用期間中職員の人事評価を実施
平成28年4月1日～平成29年1月31日	全職員を対象として、職務行動評価を実施

18. 公務災害の発生状況

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金 鹿児島県支部	1	頭部外傷、頭部挫創、頸髄中心性損傷

*合併後の災害発生分で、平成28年度中に公務災害の認定を受けたものに限る。

19. 公平委員会業務の状況

勤務条件に関する措置の要求の状況	不利益処分に関する不服申立ての状況
該当なし	該当なし

10. 職員の任免および職員数

区分	平成27年度末職員数 (平成28年3月31日)	平成28年度中			平成28年度末 職員数 (平成29年3月31日)
		採用者	退職者	うち国県など への派遣者	
行政職	802人	26人	31人	16人	797人
医療職	21人	4人	1人	0人	24人
消防職	145人	4人	0人	0人	149人
技能労務職	40人	0人	4人	0人	36人
合計	1,008人	34人	36人	16人	1,006人

11. 職員の勤務時間 (平成28年4月1日現在)

区分	標準の勤務時間など
勤務を要する日	毎週月曜日から金曜日までの週5日間 *国民の祝日および12月29日から1月3日までを除く
1日当たりの勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで *実質勤務時間は7時間45分
1週間当たりの勤務時間	38時間45分(7時間45分×5日間)
年間総勤務時間	2,015時間(38時間45分×52週)

12. 休暇・休業制度 (取得実績は、平成28年の1月1日から12月31日までの期間)

休暇・休業の種類	休暇日数など	取得実績	
有給休暇	年次有給休暇	1年につき20日付与 前年に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年に繰越	1人当たり平均 12.5日
	夏季休暇	7月から9月までの間に3日	1人当たり平均 2.7日
	産前休暇	妊娠した職員に対し、出産予定日まで8週間以内の付与	取得者 9人
	産後休暇	出産した職員に対し、出産日の翌日から8週間付与	取得者 8人
	生理休暇	生理日の就業が著しく困難な女性職員が請求した場合、連続2日以内で必要と認める期間を付与	取得者 16人
	生後1年の育児休暇	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳などを行う場合、1日2回、1回30分付与	取得者 34人
	妊娠中又は出産後1年以内の健康診査等	妊娠中または出産後1年以内の女性職員が保健指導または健康診査を受ける場合	取得者 6人
	結婚休暇	結婚する職員に連続7日以内	取得者 11人
	配偶者出産休暇	配偶者の出産に対し、5日以内	取得者 33人
	子の養育休暇	妻が出産する場合に、その出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む)の養育のために、5日以内付与	取得者 0人
	子の看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子の看護のため、1年に5日以内付与	取得者 364人
	父母・配偶者及び子の祭日	各祭日ごとに1日	取得者 11人
	忌引休暇	葬儀、服喪その他、親族の死亡に伴う行事などに対し付与(親族の区分により1日から10日まで)	取得者 139人
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合、180日以内付与	取得者 202人	
	自然災害等による出勤困難な場合	自然災害または交通機関の事故などにより出勤することが困難である場合において必要と認める期間	取得者 130人
無給休暇	介護休暇	負傷または疾病などにより2週間以上にわたり介護をしなければならない職員に対し、6カ月以内の必要な期間	取得者 0人
	組合休暇	職員組合活動に従事する場合に30日以内付与	取得者 0人
休業	育児休業	3歳に達する日まで1回 (ただし、1回に限り期間の延長ができる)	取得者 15人